

性の多様性に関する企業等向け研修企画提案業務委託
企画提案コンペにかかる質問及び回答

<質問1>

企画内容の充実を目的として、県内で活動する団体・外部講師・有識者等に登壇協力、周知協力等を依頼する場合、共同体の構成員ではなく、協力者として位置づけることは問題ないのでしょうか。

<回答1>

状況に応じ、県と協議することとします。

<質問2>

連続型講座で使用するテキスト・資料について、受託者が保有する既存の研修資料やスライドの一部を、本事業の内容に合わせて編集・抜粋して使用することは可能でしょうか。

また、仕様書に(4)「著作物の利用及び著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします」とありますが、これは本業務のために新たに作成した成果物を対象とするものであり、受託者または協力者が従前から保有している既存資料・ノウハウ・著作物の権利までは移転しないという理解でよろしいでしょうか。

<回答2>

受託者が保有する既存の研修資料やスライドの一部を、編集・抜粋して使用することは可能です。

また、受託者が従前から著作権を有する著作物により作成した二次的著作物の著作権は、県に譲渡されるものとしますが、受託者が従前から保有している既存資料・ノウハウ・著作物の権利までは移転しません。

<質問3>

参加者募集にあたり、県から県内企業、関係団体、市町等への周知協力は想定されていますでしょうか。

また、受託者による広報活動との重複を避け、効果的な周知計画を検討するため、県からも周知いただける場合には、想定される周知先、周知方法があればご教示ください。

<回答3>

県からは県関連団体、市町、輝くみえのミライ☆三重県会議への周知協力を想定しています。